

小松島市観光 PR マスコットキャラクター 金長たぬき「こまポン」

デザイン使用マニュアル



小松島市

平成29年6月

令和3年11月 改訂

小松島市観光PR マスコットキャラクター 金長たぬき 「こまボン」

小松島生まれのたぬき。

小松島は、「阿波狸合戦」の金長たぬきの故郷であり、また、源義経が源平合戦屋島の戦いに向かう際に四国に上陸した地であると伝えられています。

その金長たぬきと源義経をイメージし、勇壮ながらもかわいい狸のキャラクター・金長たぬき「こまボン」が誕生しました。

小松島の魅力やおいしいものをPRするためにがんばります！

【設定】

性別：おとこのこ

誕生日：6月1日（市制施行日）

年齢：？（不詳）

性格：みんなと仲良くできるのんびりやさん。

でも好奇心いっぱい！！

趣味：剣術

特技：たぬきねいり

宝物：特注の竹ちくわの刀（ちっかソード）

尊敬する人：源義経

好きな食べ物：竹ちくわ（刀を見てのとおり…）、フィッシュカツ
はも・チリメン・オクラ・きゅうり、トマト、米…
小松島で採れる物全部！！

好きな色：赤

好きな場所：小松島ステーションパーク（お散歩するのが大好き！）


好きな季節：秋、冬

苦手なもの：水、雨、真夏の日ざし

視力：2.0（でも足下は見えない。）

等身：3等身





**イラストや写真などの
デザインを使用したい方の
ためのマニュアルです**

金長たぬき「こまポン」のイラストや写真など（以下、「デザイン」という。）を使用したいときは、直接使用しようとする方からの事前に申請が必要となります。

事前申請が不要な場合

（小松島市観光PRマスコットキャラクター使用取扱要綱第3条）

- （1） 市及び市職員が業務の目的で使用するとき。
- （2） 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- （3） 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- （4） 個人使用の目的で使用するとき。※
- （5） その他市長が適当と認めるとき。

かつデザインを変更（改変）することなく使用する場合

※ 個人使用とは、印刷会社等に発注しない印刷物（おたより・通知）への使用や、個人が販売を目的とせず使用するものにプリントすることを指します。ただし、商品広告等に使用する時は個人使用とはなりません。

使用上の注意

オリジナルのキャラクターと誤認されないように注意してください。
イラストの使用の際には、極力、フリーイラストをそのまま使用するか、「©（承認時、本市が指定する番号）こまつしま」又は「®」マーク（基本形使用の場合のみ）をキャラクターの近くに記載してください。
使用方法については、本マニュアルのルールを遵守してください。

事前申請が必要かどうかの判断基準

営利を目的としてキャラクターのデザインを使用しようとするとき及び図柄を変更して使用しようとするときは事前に申請が必要となります。

「営利を目的としてキャラクターのデザインを使用しようとするとき」とは、デザインを使用する完成品（成果物）が販売を目的とした商品又は商用広告や商用看板などに該当する場合をいいます。

また、雑誌や機関誌等でデザインを掲載、使用したい場合にも事前申請が必要です。

申請したいときはどうするの？

小松島市観光PR マスコットキャラクター使用申請書に必要事項を記載し、押印の上、必要書類を添付し、小松島市商工観光課に持参または郵送でご提出ください。

（申請書は押印された原本である必要があるため、PDFやFAXでの提出は受付できません。）



申請に必要な提出書類は？

提出書類

- 1 小松島市観光PR マスコットキャラクター使用申請書
- 2 添付書類（①企画書、見本等②その他参考資料）
※添付できない場合は、写真・図案や原稿等、確認できるものをご用意ください。
- 3 企業・団体等の概要書（パンフレット等）
※個人申請の場合は連絡先をうかがいます。

使用申請書の様式はどこで手に入るの？

小松島市商工観光課（小松島市役所4階）にお問い合わせください。または、小松島市のホームページ及び小松島市観光サイトからもダウンロードしていただけます。

どこに提出したらいいの？

〒773-8501

小松島市横須町1番1号

小松島市 産業振興部 商工観光課 宛

tel 0885-32-3809 fax 0885-33-0938

※ 承認通知が届くまで3週間程度必要です。早めの申請をお願いいたします。

デザイン使用の全体の流れは？

- ① 必要書類を添付の上、小松島市観光PRマスコットキャラクター使用申請書を提出
- ② 小松島市商工観光課にて審査し、申請いただいた使用及び変更内容について、承認又は不承認を決定いたします。

次の場合、使用の承認はできません（不承認通知書が送付されます）

（小松島市観光PRマスコットキャラクター使用取扱要綱第5条）

- （1） 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （2） 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （3） 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- （4） 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （5） 小松島市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （6） 第8条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- （7） その他市長が使用について不適當で認めるとき。



- ③ 小松島市観光PRマスコットキャラクター使用（変更）承認通知書又は小松島市観光PRマスコットキャラクター使用（変更）不承認通知書 到着
- ④ 承認通知書を受け取られた場合のみ使用又は変更が可能となります。
- ⑤ 完成品（成果物）の提出
完成品（成果物）の提出のお願い
 - 1 全ての完成品（成果物）について提出をお願いします。（各1部）
※ 提出が困難な場合は、その写真の提出でも可能です。
 - 2 使用承認期間
使用できる期間は1回の申請で最長1年間です。（承認日から起算します）
使用承認期間経過後、引き続き使用したい場合は再度申請が必要となります。
※ 契約書等により使用期間を定めた場合はこの限りではありません。
※ 承認後変更が生じた場合は再度申請書をご提出ください。



どうやって使用したらいいの？

- 1 使用できるデザイン（イラスト及び写真）
イラスト 金長たぬき「こまポン」イラスト集のイラストです。イラストの表記はそのままご使用ください。
写 真 小松島市から提供を受けた写真または自身が撮影された写真（申請時に使用する写真の添付が必要）です。
- 2 デザインを使用する際は極力、デザインの近くに「小松島市観光PRマスコットキャラクター金長たぬき「こまポン」と「©（承認時、本市が指定する番号）こまつしま」又は「®」マークをキャラクターの近くに記載してください。
キャラクター名の表記が困難な場合、「©指定番号」又は「®」のみで結構です。

〈表記する場所の例〉

商品に使用する場合

商品又はパッケージ、タグ等に記載

広告・宣伝・POPに使用する場合

キャラクターの近くに掲載

個人で使用する場合

キャラクターの近くに記載

- 3 色を変更してはいけません。色の変更はせずそのままご使用ください。

- 4 画像を拡大縮小する場合は、縦横等倍で行ってください。

※キャラクターを認識できないサイズでの使用は避けてください。

例（イラスト）



よい例

等倍の拡大・縮小



悪い例

一方向のみの拡大・縮小



例（写真）



よい例

等倍の拡大・縮小



悪い例

一方向のみの拡大・縮小



5 変更（改変）について

事前に連絡が必要となります。キャラクターのイメージを損なわないことが条件となります。「おすすめ」や「イチオシ」などの表記は避けてください。キャラクターのイメージや形状等次に挙げるもの以外のキャラクターの変更（改変）については申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

認められる変更（改変） **※事前にご連絡ください。**

- ① デザインの配置上の問題など、やむを得ずキャラクターの一部を切り取って使用する。
- ② 動作が変わる。
- ③ 話をする、しゃべる等せりふを付ける。
- ④ かぶり物やアイテムを持つ。

使用上の留意点

- 1 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、小松島市は一切の責任を負いません。
- 2 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- 3 使用承認は、小松島市が著作権を有するキャラクターのデザインを使用することを許可するものであり、使用承認を受けたものに権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。
- 4 キャラクターの使用ができるのは、申請のあった商品等に対してのみです。追加、変更がある場合は、その都度お問い合わせください。